

庁議記録

日 時 平成30年3月30日（金）

13:15～13:40

場 所 テレビ会議室

【窪田副知事】

それではただいまから、本年度最後の庁議を開催いたします。

早速議事に入りたいと思います。まず、総務部長から「公文書の適切な管理について」説明をお願いいたします。

【中野総務部長】

総務部長でございます。お手元資料1をご覧くださいと思います。

公文書の適切な管理についてでございますけれども、国におきましては、行政文書の管理に関する報道ですとか国会の議論等を受けまして、昨年末に「行政文書の管理に関するガイドライン」が改正されております。

道におきましても、公文書の管理がより一層適切に行えるように、これら参考に公文書の管理に関する規則、訓令こういったものを改正するものでございます。

主な改正内容でございますけれども、まず、文書の作成に関しましては、内部の打合せですとか外部との折衝こういったものを含めまして、政策立案や事務・事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録これらにつきましては、文書を作成することを明確に規定いたしますほか、文書の正確性を確保するためにも、複数職員による確認に加えまして、折衝の相手方にも確認をとるということについて規定しております。

また、文書の整理に関しましては、保存期間1年未満とすることができる文書として、改正ガイドラインと同様、6類型を設定しております。これは、従前は公文書かどうか明確に位置付けが不明確だった文書これらについても、国と同様、今後は公文書として明確に位置付けようという趣旨でございます。

さらに、文書の保存に関しましては、個人的な執務参考資料、これはアクセス制限を行った個人のフォルダに保存すること、一方で公文書に該当するような電子メールなどは、作成者あるいは第一取得者が速やかに共有フォルダに保存するといったことを規定しております。

これら関係規則・訓令等の改正につきましては、国と同様4月1日付けでの改正を考えているところでございます。

これらの趣旨を踏まえまして、公文書の適切な管理について、ご留意いただきたいと思います。

なお、ご承知のとおり、国におきましては、公文書の改ざん等につきましても様々な議論がなされているところでございますけれども、道におきましても、こうした不適切な文書事務が行われることのないよう、新年度以降、この改正の趣旨を説明する場などを通じまして、適切な公文書管理がなされるように、改めて周知徹底を図ってまいりたいと予定しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【窪田副知事】

どうもありがとうございました。この件に関しまして、何かご発言等あれば、よろしいでしょうか。

それでは次の議題に進めてまいりたいと思います。続きまして総合政策部長から「北海道ICT利活用推進計画等の策定について」説明をお願いします。

【佐藤総合政策部長】

私からは情報政策関連の3つの計画案についてご説明いたします。これらの計画については、今日の庁

議をもって決定することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、資料2-1の「北海道ICT利活用推進計画（案）」でございますが、「北海道総合計画」の特定分野別計画を更新するもので、また、昨年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」で義務化された都道府県計画としても新たに位置付け、今般、策定するものでございます。

内容といたしましては、ICTの利活用を推進していくため、基本方針として「生活・安心」、「人・地域」、「経済・産業」、「行政」の4つの柱立てを行いまして、安全・安心の暮らしの確保や人材の育成、産業の活性化といった観点から、ICT利活用に係る施策を整理いたしております。

裏面になりますけれども、「第3章」では、「IoTやオープンデータなどの推進」「テレワークの推進」など、6つの施策を重点施策として位置付けまして、2020年度を目途に集中的に取り組むこととしております。新年度、関係部局からなるワーキンググループを立ち上げるなど計画推進に向け積極的に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、資料2-3「情報システム最適化の取組方針（第2期）（案）」についてご説明いたします。道では、平成25年度から29年度を第1期として、庁内の情報システムの最適化に取り組んできておりますが、「運用水準の平準化」や「セキュリティの向上」などに取り組んできたところでありますが、ICTを取り巻く環境が変化する中で、新たな課題も生じており、平成30年度から33年度を期間とする「情報システム最適化の取組方針」を策定して、取り組みを進めていくものでございます。

具体の取り組みといたしましては、下の図のとおり、「情報システムの質の向上」と「ICTの利活用推進」、「全体最適化」の3つを取り組みの柱として、「庁内のシステムの利便性向上」それから「未電算業務のICT化」といった取組とともに、庁内の関係部局と連携しながら、「政策立案等におけるICTの利活用」や「テレワークの導入検討」など取組を積極的に進めることとしておりまして、今後とも各部局のご協力をお願いいたします。

最後に、資料2-5の「ICT部門の業務継続計画」、いわゆるICT-BCPの改定案の概要について説明いたします。道では、平成22年度からICT-BCPを「ステップ1」「ステップ2」と段階的に策定してきておりますが、昨年3月に「北海道庁業務継続計画」、いわゆる道庁BCPが改定されたことを踏まえまして、今回、ステップ3として改定を行うものでございます。

「改定事項」の主なものといたしましては、非常時においても止めることができない「重要システム」の対象について見直しを行ったほか、大規模な回線障害が発生した場合を想定した、「庁内の基幹的ネットワークの整備方針」などの改定を行ったところでございます。

今般の改訂を踏まえまして、今後、各部で所管している重要システムに関して、「復旧行動計画」や「代替行動計画」の見直し、訓練の実施等をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いいたします。私からは以上でございます。

【窪田副知事】

どうもありがとうございました。この件に関し、何かご発言等あるでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、説明のあったとおり、本件につきましては、案のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。そのように決定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保健福祉部長から「多様な意思疎通手段による情報発信について」説明をお願いします。

【佐藤保健福祉部長】

多様な意思疎通手段による情報発信についてでございますが、資料3-1に条例概要を示しておりますけれども、「意思疎通支援条例」と「手話言語条例」が、この度の定例道議会で可決いたしまして、4月1日から施行されるところでございます。

これらの条例では、障がいのある方々に対する情報保障、つまり、障がいのない方と同等の情報が入手できるような取組をより一層進めるとしておりまして、道におきましても、自らこうした取組を加速化していく必要がございます。

このため、道のいろいろな職場・現場における窓口対応、各種会議、イベントの際など、いろんな場面での対応例をガイドラインとして平成30年度に作成する予定といたしておりますけれども、それに先立ちまして、当面の取組として、資料3-2にありますとおり取組を進めることといたしまして、職員への周知など、ご協力をお願いするものでございます。

具体的取組についてでございますが、資料3-2の2頁を開いていただきまして、(3)に書いてありますとおり、障がいの特性に応じた配慮を行うということで、例えば「見えにくさ」に関しては、聞くことで内容が理解できるような配慮、あるいは拡大文字、点字などを利用する。あるいは、「聞こえにくさ」に関しては、手話通訳や要約筆記を利用するなど、情報提供方法について工夫を図るものでございます。

3頁をご覧ください。ここでは、イベント開催やリーフレット作成の際の具体的留意点を示しております。聴覚障がいのある方が参加するイベントにおきましては、手話通訳者を配置したりするといった配慮が書いてありますけれども、手話通訳者等の手配は、本庁は障がい者保健福祉課、振興局は社会福祉課にご相談いただければと思います。

次に4頁をご覧ください。ご協力をお願いするもう1つは、4番目の研修の実施でございます。現在、新任職員研修で手話通訳講習会、あるいは石狩振興局においても、こうしたものが実施されておりますけれども、それぞれの職場研修において、こうした情報保障や合理的配慮について、研さんの場を設けていただくようお願いするものでございます。

また、5番目でございますが、先ほどお話ししましたとおり、道の色々な職場で、様々な場面での詳細な対応方策を今後、各部の皆様と意見交換しながら、ガイドラインとして取りまとめまして、道庁だけでなく、民間事業所にも参考となるガイドラインを作成したいと考えております。ご協力方よろしくお願いたします。

当面の取組は以上のとおりでございますが、道庁全体で、こうした取組を進めるべく、よろしくお願い申し上げます。

【窪田副知事】

どうもありがとうございました。この件に関して、何かご発言等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、経済部長から「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針について」、加えまして「北海道科学技術振興計画の策定について」、さらに「人材確保対策の推進について」説明をお願いいたします。

【阿部経済部長】

それではまずはじめに、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に関しまして、平成30年度、来年度の契約目標値の設定につきまして、ご説明いたします。

資料4-1をご覧くださいと思います。中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るため、平成15年度から毎年推進方針を策定いたしまして、毎年度、中小企業者等向けの契約の目標値を設定して、全庁的な取組を進めてきているところでございます。

下段をご覧くださいと思いますが、目標値及び実績値の数値を示しておりますが、現在の目標値につきましては、平成20年度に設定したものでございまして、以降、据え置いてきておりますが、上の方の3をご覧くださいと思いますが、来年度の契約目標の設定につきましては、記載のとおり、近年の実績値の動向などを踏まえまして、平成30年度の目標値は、右端になりますけれども、太枠で囲ってある数字にしたいと考えているところでございます。

まず、「物品」につきましては、近年、増加傾向にあるものの、これまで設定した目標値72.0%を上回っていないことから、来年度も現在の目標値は据え置くこととしたいと考えております。

次に、「工事」につきましては、前回、目標値を引き上げた20年度以降、概ね目標値を上回って推移し

てきておりまして、特に直近の3カ年では連続して目標値を上回っている状況にありますことから、今回見直すことといたしまして、直近3カ年の平均値である94.2%を平成30年度の目標値として設定したいと考えております。

また、「役務」につきましては、平成27年度以降3カ年連続で目標値を上回っている状況にあることなどから、同じく今回見直すことといたしまして、直近3カ年の平均値である81.3%を目標値としたいと考えてございます。

なお、資料4-2といたしまして「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針（案）」ということでお配りしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

引き続き、一般競争入札における地域要件の設定、あるいは分離分割発注の推進等の取組によりまして、道内中小企業者等の更なる受注機会の確保・拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、発注部をはじめ、各部、各振興局等のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「北海道科学技術振興計画(案)」につきまして、ご説明申し上げます。

資料5-1をご覧いただきたいと思っております。この計画につきましては、現行計画が平成29年度、今年度で終了いたしますことから、北海道科学技術振興条例に基づき策定するものでございまして、これまで科学技術審議会に諮問するとともに、パブリックコメントにより道民の方々からご意見をお聞きするなどいたしまして、策定作業を進めてきたところでございます。1月に審議会から答申をいただき、その後、道議会での議論を踏まえまして、計画案として取りまとめたところでございます。

概要につきましては、8つの章で構成してございまして、第1章では、策定の趣旨、あるいは計画の性格を記載してございまして、計画期間は、平成34年度までの5年間といたしてございまして、第2章では、現行計画における主な取組や今後の課題、策定後の情勢の変化などについて整理をいたしてございまして、2ページ目の第3章では、科学技術の振興を通して目指す「北海道の姿」として3つの目標と将来像を掲げており、第4章では、北海道全体として推進していく4つの研究開発分野を掲げてございまして、第5章では、科学技術が本道の独自性や優位性を発揮しながら、多様化する課題を解決し、経済・社会の持続的発展に貢献できるよう、道や関係機関が力を合わせて、引き続き、「食・健康・医療」と「環境・エネルギー」分野に取り組むこととして、さらに第4次産業革命の進展などを踏まえまして、新たに「先進的ものづくり」と「AI・IoT等利活用」の分野を加えまして、4つの「重点化プロジェクト」を設定をいたしてございまして、3ページ目の第6章におきましては、道が関係機関と連携しながら取り組む基本的施策といたしまして、5つの柱に沿った施策を掲げており、第7章では、道内6地域における「主な機関の連携の姿」と、「取組の基本的な推進方向」を取りまとめてございまして、最後の第8章では、計画の取組状況を毎年度把握をいたしまして、点検評価などを通じて、計画の推進を図ることとしたところでございます。

以上、計画案の概要をご説明申し上げましたが、この計画案の取りまとめに当たりましては、関係各部そして振興局にご協力いただいたことに、この場を借りましてお礼申し上げます。新たな計画に基づく施策の推進につきましても、引き続きご協力をお願い申し上げます。

最後に人材確保対策につきまして、ご説明を申し上げます。

本道におきましては、人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念される中、力強い本道経済の構築に向けて、経済活動を支える人材の確保が重要な課題となっているところでございます。このため、庁内連携体制といたしまして、知事を本部長とする「北海道人材確保対策推進本部」を設置をいたしまして、働き方改革を含め、喫緊の対応が必要な人材確保対策を総合的に展開することといたしました。資料6-1に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず1番目の推進体制についてでございますが、推進本部は、知事、副知事、各部長、振興局長、東京事務所長、教育庁教育部長をもって構成する本部員会議のほか、本部員会議の事務を円滑に進めるため、関係課長等からなる幹事会、それから必要に応じ、個別具体的な取組を進めるための分科会を開催することといたしてございまして、続きまして、2の取組方針についてでございますが、推進本部におきまして、総合調整を行い、関係部局の連携により、効果的な人材確保対策の推進に取り組むことといたしてございまして、連携

のイメージといたしましては、例えば人材誘致・定着については、移住やU・Iターンに向けた説明会等のPRイベントにおいて、各業種の魅力を発信する、また、就業の促進につきましては、業種別の働き方改革の優良事例を、業界団体等に普及し、各業種における取組を加速する、それから生産性の向上に向けた技術支援、人材育成につきましては、各業種における省力化等に向け、産業支援機関と連携して、相談や研究支援を実施するといったイメージを考えているところでございまして、情報の共有化、見える化を図り、取組を加速化してまいりたいと考えているところでございます。

なお、資料6-2といたしまして「人材確保対策推進本部員会議開催要領（案）」を添付してございます。

また、資料6-3、6-4として後志総合振興局、そして留萌振興局におきまして、それぞれ独自に取り組まれております人材確保対策について配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

今後、人材確保に向けまして、関係各部の連携を強化いたしまして、全庁一体となって総合的に施策を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【窪田副知事】

どうもありがとうございました。この件に関しまして、何かご発言等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいま説明のあった案につきましては、本案のとおり決定いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それではそういったかたちで進めさせていただきます。

議題は以上でございますが、この度、ご退任になられます山谷副知事の方から一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。

【山谷副知事】

山谷でございます。本日、私も含めそれぞれの職場で自分の仕事を終え、次の世代に仕事を引き継いでいく、そうした多くの仲間がいます。新しい職務を担われる皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。私も38年この道庁で北海道のために、皆さんと一緒に仕事できましたこと、大変幸せでありました。全てが楽しかったです。本当にありがとうございました。

【窪田副知事】

どうもありがとうございました。それでは最後に、知事の方からお願いいたします。

【高橋知事】

お疲れ様でございます。今年度も今日が最終日となったところであります。いま関係各部長の方から、公文書の適切な管理、ICT利活用計画、障がい者の方々の意思疎通の支援、それから中小企業の受注機会の確保、科学技術振興計画、人材確保対策というそれぞれ重要なテーマについて、ご発言があり、それ全体として庁議で了としたところでございます。

この一年間、いまご退任のご挨拶がございました山谷副知事をはじめ、幹部職員の皆様方本当にありがとうございました。それぞれの課題の解決に向けて、精力的に取り組んでいただいたことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

そして来週、1日が日曜日でありますので、2日から新年度が始まるところでございます。新年度につきましても、課題山積そしてやっていかなければならない仕事も山積という状況は、常に道庁の状況だと思っておりますが、来週からの新体制のもとで、また仕事をしっかりやっていきたいと思っております。皆さん方お疲れ様です。健康に留意して、よろしくお願いいたします。

【窪田副知事】

以上を持ちまして、庁議を終了いたします。どうもご苦労様でした。